FAX 送信方向

FAX送信先：審査部門
03-5620-2910

私（お申込者）は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項（お申込みの内容）」に同意の上、申込みをします。

太枠内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには☑をご記入ください。

サイン または 印

JID トリオplus 賃貸保証委託申込書（個人用）

お客様がお申込される会社名（乙）	日本賃貸保証株式会社 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目	申込書（お客様控）

契約締結日（保証料受領日）	西暦　年　月　日

トリオplus 申込者

お名前	フリガナ	契約書にご捺印ください。	自宅電話	
			携帯電話	
ご住所	性別 □男 □女	生年月日 西暦　年　月　日（　才）	国籍	
	〒			
お勤め先（学校） 名称		勤務先（学校）電話		
所在地	〒	業務内容	役職	
		社員数　人	上場	□上場 □非上場
職業	□公務員 □会社員 □会社役員 □派遣 □自営業 □パート・アルバイト □年金受給 □無職（　）		学生	□学生
お住い	□賃貸 □社宅・寮 □自己所有 □家族所有	居住年数　年　ヶ月	勤続年数	年　ヶ月
ご家族	□独身（家族別居） □独身（家族同居） □既婚・子供なし □既婚・子供（　人）			
転居理由			月収	万円

※緊急連絡先は原則、別世帯にお住いのお身内の方でお願いします。

緊急連絡先・連帯保証人

□緊急連絡先のみ □連帯保証人 兼 緊急連絡先 □親権者 ※親権者をお選びの場合は実印をご捺印ください。

お名前	フリガナ	※親権者をお選びの場合のみ契約書に実印をご捺印ください。	申込者との関係	国籍
			自宅電話	
	性別 □男 □女		携帯電話	
ご住所	〒		生年月日	西暦　年　月　日（　才）
お勤め先 名称			勤務先電話	
所在地	〒		業務内容	役職
			勤続年数	年　ヶ月
職業	□公務員 □会社員 □会社役員 □派遣 □自営業 □パート・アルバイト □年金受給 □無職（　）		月収	万円

入居者

どちらかに☑をご記入ください。 □契約者含め入居 □契約者以外入居 入居人数　人

お名前	フリガナ	性別	□男 □女	生年月日	西暦　年　月　日
		続柄		携帯電話	
お名前	フリガナ	性別	□男 □女	生年月日	西暦　年　月　日
		続柄		携帯電話	

代理店

代理店名	株式会社　京都矢野園	担当者氏名	田中　庸介
電話番号	090-5362-0724		
FAX番号	020-4624-5715	（管理ソフト顧客番号）	
代理店コード	26A　－　P0724OP	保証番号	

保証期間（更新）	2 年毎	初回保証料率（毎月支払総額×）	40 %	初回保証料金額	円

居住用：初回保証料40%（最低保証料20,000円）
更新保証料30%（最低保証料15,000円）

契約が1年でも2年でも保証会社の更新は2年毎

申込内容等

物件用途	□住居用 □事業用 □駐車場 □その他（　）	定期借家契約種別	□再契約型 □期限延長無
物件名称	フリガナ		号室
所在地	〒		
敷金	円	家賃	①　円
礼金	円	管理費 共益費	②　円
保証金	円	駐車場	③　円
敷引	円	その他（　）	④　円
		毎月支払総額	①+②+③+④　円

このお申込書をご使用いただく場合には、ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。

お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。

審査確認専用ダイヤル **0120-641-060**

※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。
※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

日本賃貸保証株式会社　〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第１条（利用範囲）
１．日本賃貸保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（賃借人、以下「甲」という）から賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）のお申込時（含む契約時）に取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付サービスなど）を確実・円滑に遂行することを目的として利用させて頂きます。
（１）個人情報について
・　乙所定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先人から通知を受ける等により知り得た「変更情報」）
・　本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
・　本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
・　甲が申告した内容、及び緊急連絡先人の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
（２）個人情報の提供について
乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

【業務委託に伴う個人情報の提供ついて】
以下のグループ会社に賃貸保証に関連する業務を委託します。
社　　名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住　　所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】
本件委託契約を締結された甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供を行うため、以下の情報を後記のグループ会社に提供します。
提供する情報･･･氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。
なお、乙は、上記内容について、甲のうち同意を得られた者の個人情報のみを提供します。

通信販売及び各種情報提供する会社
社　　名：株式会社ホームマイスター24
住　　所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2526
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://homemeister24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社
社　　名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住　　所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

第２条（個人情報の取得・利用同意）
１．甲は、個人情報を乙が取得・利用することに同意します。
２．甲は、本人確認のために、乙が甲の運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの入手）することに同意します。
３．乙より甲に対し、賃料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、ＳＭＳ通知サービスを利用してメールを送ることに同意します。なお、Ｈ２５年９月以降、同サービスを利用する際、ａｕ携帯の安心ブロック設定に関らずＳＭＳ内に電話番号やＵＲＬを入れてお届けします。

第３条（個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意）
１．甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第１条に定める個人情報を利用することに同意します。
（１）宣伝物・印刷物の送付、メール配信・電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
（２）その他、販売活動・甲向け営業活動のために利用する場合。
（３）賃料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。
２．甲は賃貸人、及び集金者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第１条に定める個人情報を乙から提供を受け利用することに何ら異議なく同意します。

第４条（提携先及び個人信用情報機関への利用の同意）
１．甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第５条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用）
１．甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報が登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
２．甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から６ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなってから５年間

３．家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。
（１）甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
（２）甲の滞納額
（３）甲・乙間または甲・賃貸人間の係争事実

第６条（個人情報の提供等の同意）
甲は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第１条により取得した個人情報を債権回収会社に提供することに同意します。

第７条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）
甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報を乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします。）

第８条（本条項不同意の場合の措置）
１．甲が本件委託契約において必要な記載事項（本件委託契約書表面で記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があるものとします。但し、本条項の第３条１項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否することは、ないものとします。
２．賃貸人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があるものとします。

第９条（審査結果の連絡）
甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃貸人に通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃貸人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

第１０条（個人情報の管理）
乙は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティー対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第１１条（問合せ窓口及び個人情報保護管理者）
個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。
社　　名：日本賃貸保証株式会社
住　　所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
個人情報保護管理者：取締役

賃貸保証委託約款

私（賃借人・以下「甲」という）と日本賃貸保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載物件（以下「本物件」という）に関する原賃貸借契約（一時使用契約・利用契約を含む、以下「原賃貸借契約等」という）に基づく甲の賃貸人に対する債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

第１条（賃貸保証の委託）
１．本件委託契約は原賃貸借契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し連帯保証することを委託し、乙はこれを受託します。本書は、「保証番号のご通知」により、乙から甲に通知された承認番号が記載されていない場合、及び同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
２．甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原賃貸借契約等の連帯保証人であるときに限り、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者による連帯保証人を不要とする旨を認めたときは、この限りではありません。
３．賃貸人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃貸人及び乙が保証約款に同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第２条（賃貸保証料）
１．甲は、表面記載の賃貸保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。
２．賃貸人は、賃貸保証料支払債務を甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づく求償権を甲に対して行使しないものとします。
３．原賃貸借契約等が期間満了前に終了した場合であっても、甲は前項により支払った賃貸保証料の返還を請求しません。

第３条（本件委託契約の成立）
本件委託契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本書を締結し、甲が賃貸保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

第４条（保証の範囲）
乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。但し、原賃貸借契約等に明記されていることが条件となります。
（１）原賃貸借契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料等（以下「賃料等」という）。但し、本件委託契約書に明記されているものに限ります。
（２）原賃貸借契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。但し、第５条３項の明渡し完了の日を以って賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の実日数を分母に計算するものとします。
（３）原賃貸借契約等解除後、本物件に動産類（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に要した費用。
（４）前各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
（５）その他、乙が相当と認めたもの。

第５条（保証期間）
１．本件委託契約の保証期間は表面記載の契約期間の通りとします。
２．原賃貸借契約等の期間途中で本件委託契約を締結する場合、始期は本件委託契約締結日より開始され、終期は原賃貸借契約等の期間満了日までとします。
３．原賃貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。
４．本件委託契約期間中の保証期間の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。

第６条（保証内容の変更）
１．本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
２．前項によって届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第７条（本件委託契約の更新）
１．原賃貸借契約等が更新されるときには、本件委託契約も自動的に更新されるものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃貸人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃貸人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合には、本件委託契約は期間満了を以って終了します。なお、第三者が賃貸保証料を支払った場合には、甲は、これに対して異議を述べないものとします。
２．甲は、更新後の賃貸保証料を、本件委託契約締結時に定めた方法により支払います。この場合にも、第２条２項、３項を準用します。
３．更新後の保証期間は、第５条の期間満了の翌日より開始され、終期は更新後の原賃貸借契約等の期間満了日までとします。
４．乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することができることを甲は予め承諾します。
５．賃貸保証料については甲の振込書を以って領収書にかえることとし、乙は領収書の発行を行いません。
６．更新をする場合、契約内容変更が認められない場合があります。
７．甲は乙に対し、契約満了月の末日までに更新保証料を支払わなければならないものとします。甲が更新保証料の支払を遅滞したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年１４．６％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。

第８条（定期借家契約）
本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。
１．原賃貸借契約等が転貸を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
２．原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物件の明渡しを行った日を以って本件委託契約は終了します。この明渡しを行った日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。
３．賃貸人または賃貸人代理人が原賃貸借契約等期間満了の事前通知義務を怠ったために、契約終了日が延期された場合であっても、表面記載の契約期間満了日を以って本件委託契約は終了します。
４．定期借家契約が再契約型の場合は、第７条の更新と同様の扱いとします。
５．原賃貸借契約等が賃借期間の延長を認めていない場合において、再契約をする場合は新規申込と同様に乙指定の「賃貸保証委託申込書」を乙に送付した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第９条（支払債務の優先順位）
甲が未納賃料等を支払い、その額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。
（１）更新保証料等、乙に対する債務
（２）未納賃料等
（３）その他の債務

第１０条（保証債務の履行）
甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃貸人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知することなく弁済することが出来ます。

第１１条（求償権の範囲）
１．乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年１４．６％の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
２．前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
３．明渡しに関わる費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

第１２条（事前求償）
甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することができるものとします。
（１）甲が破産手続き開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃貸人がその破産財団の配当に加入しないとき。
（２）原賃貸借契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第１３条（敷金・保証金等の預り金の取扱い）
原賃貸借契約等に基づいて甲が賃貸人に預託した敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充当した後、さらに余りがあるときは、甲が乙に支払うべき未払いの債務に充当されるものとします。

第１４条（債権譲渡）
甲は本件委託契約に基づき乙が第１１条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第１５条（勤務先等への連絡）
１．甲は、乙が甲の居宅または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせすることについて予め承諾します。
２．甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

第１６条（本物件内の立ち入り）
乙は、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

第１７条（連絡要請）
甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約等に関し敷金または保証金を差し入れているか否かに関わらず、乙は甲に対し、物件の扉に手紙を挟むなど連絡を要請するための適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入退室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第１８条（明渡しの成立）
甲は、原賃貸借契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。
（１）電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、甲が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。
（２）本物件の鍵が賃貸人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡されたことが認められるとき。

第１９条（動産類の扱い）
１．第１８条の明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、甲は本物件に残置された動産類の所有権を放棄し、乙が当該動産類を搬出・運搬・保管・処分することに何ら異議を申し出ないものとします。
２．前項の場合において、乙が残置動産（車両も含む、明らかなゴミ類は除く）を保管する場合、保管開始後１ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
３．１項及び２項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第２０条（原賃貸借契約等の解除）
法令上認められている場合または賃借人の合意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃貸借契約等を解除することが出来ます。

第２１条（賃借権の承継）
１．甲の死亡等により債務の履行ができなくなった場合について賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間満了まで当該承継人との間で本件委託契約は継続します。
２．前項に基づき賃借権を承継した者が本件委託契約期間満了後も引き続き本件委託契約を更新する場合、改めて当該承継人が「賃貸保証委託申込書」を乙に届け出なければならないものとします。この場合、乙は任意で更新を承認または拒絶することが出来るものとします。

第２２条（賃料等未納時の保証金の前払い）
乙は、本件委託契約の期間内でかつ原賃貸借契約等が終了するまでの間に甲が賃料等を支払わない場合、乙が、賃貸人に保証金（未納賃料等相当額）を前払いすることができます。（なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後に保証債務を履行するものであり、本条による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。）

第２３条（管轄裁判所）
本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以って管轄裁判所とします。

第２４条（その他事項）
本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

JIDリホplus　2014.06現在

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…
社名：日本賃貸保証株式会社
住所：〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：０３-４２３２-８０８０
営業時間：平日９：００～１８：００